

広島県告示第八百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

医療法人社団 葵会	名称	介護予防サービス事業者	指定年月日
	主たる事務所の所在地	事業を行うサービス事業所	
号	東京都千代田区内幸町一丁目一番一	名称	平成一九年七月一日
院	医療法人社団 葵会八本松病院	所在地	
		東広島市八本松東三丁目九番三〇号	